

	御意見の概要（欧州ビジネス協会）	御意見に対する当委員会の考え方
1	弊協会(以下 EBC という)は、貴委員会の「郵便貯金銀行及び郵便保険会社の新規業務の調査審議に関する所見」に応じる機会を得られたことを歓迎致します。 また検証にあたり、政府・業界・一般（EBC 代表を含む）から広範囲な意見をご収集されたことを喜ばしく思っております。 貴委員会の所見に関する EBC としてのコメントは下記の通りです。 日本郵政（金融二社）の円滑な金融制度への融解の確保 EBC は、「経済合理性の下でリスクとリターンを配分すべき」金融制度に金融二社が円滑に融解することの重要性を強調する貴委員会の所見を支持致します。これには、日本郵政の適切な資産負債管理や「暗黙の政府保証」にまつわる誤解の排除に要するツールの配備が含まれます。さもなければ、日本の金融制度の安定性に重大な結末を齎しかねません。	○御意見として承ります。
2	適切な内部監査・コンプライアンス態勢の確立 EBC は、厳密な検査および関係当局による監督に裏打ちされた内部監査・コンプライアンス態勢の整備を不可欠だとする貴委員会の所見を支持致します。可能な限り早急に金融庁による郵政金融事業体に対する総合的な検査が実施されるべきであると思料致します。そうすることで、日本郵政が真に民間企業としての機能を果たす準備が整ったことを、将来の投資家・顧客・競合先・一般社会に対して示すことが可能となります。また適切なリスク管理制度は、新規事業体にとって業務の範囲拡大の前提条件となります。	○御意見として承ります。

	御意見の概要（欧州ビジネス協会）	御意見に対する当委員会の考え方
3	「対等な競争の土壌」の醸成 貴委員会は、競争や健全な事業管理以上に日本郵政の「成長可能性」に重きを置いているように見受けられますが、そのことは、日本郵政がその肥大化した規模によって金融市場の機能に歪みを与えてきたとする所見に相反すると言わざるを得ません。郵政民営化法第二条が定める「新会社の業務についての同種の業務を営む事業者との対等な競争条件の確保」の実施に関して、貴委員会の所見に何ら明白な言及が無かったことについては、遺憾に思っております。競争する事業者が同等な取扱いを受けず競争に歪みがあった場合、消費者利益は長期的には促進されません。暗黙の政府保証に関する問題は、郵便保険会社が業務範囲の拡大を模索している中、保険市場の継続的な安定を確保するために取り組むべきです。	○郵政民営化法第2条・第8条において、対等な競争条件を確保するための措置を講じる旨が規定されており、そのための具体的な仕組みの1つとして、業務の制限やそれを緩和する際に適切な競争関係等を考慮することが法定されています。 ○「所見」は金融二社の業務制限を緩和するときの認可に係る調査審議の考え方をとりまとめたものであり、適正な競争関係等を確保するための具体的な方策等が記されています。これは、郵政民営化法に規定されている「対等な競争条件」の確保という枠内での対応と位置付けられます。（別添参照） ○郵便保険会社が提供する商品には政府保証がないことから、民営化後も「暗黙の政府保証」が残存するというパーセプションは、加入者等の誤解に基づくものであり、その払拭が不可欠であると考えます。郵便保険会社自らがその商品について政府保証が存在しないことを明確に説明することは当然ですが、政府においても、その払拭に向けて最大限の努力をすることが必要であると考えます。一方、そのような誤解が存在するおそれがあるからといって、一切の新規業務の準備を先送りさせるということは適当ではないと考えております。

(別 添)

対等な競争条件の確保と新規業務に関する所見

対等な競争条件の確保

郵政民営化法(抄)
(基本理念)

第二条 郵政民営化は、(中略)地域社会の健全な発展及び市場に与える影響に配慮しつつ、公社が有する機能を分割し、それぞれの機能を引き継ぐ組織を株式会社とするとともに、当該株式会社の業務と同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保するための措置を講じ、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを基本として行われるものとする。

(新会社の業務についての同種の業務を営む事業者との対等な競争条件の確保)

第八条 承継会社の業務については、同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保するために必要な制限を加えるとともに、移行期間中に、郵政民営化に関する状況に応じ、これを緩和するものとする。

一般の銀行、保険会社と同一の取扱い

法令面：同一の法制度の適用

- 税、セーフティーネットに関する同一の制度の適用
- 銀行法、保険業法の適用

運用面：金融庁による検査監督等

＜新規業務の調査審議に関する所見＞

- ・内部監査・コンプライアンス態勢等の整備
- ・他の民間金融機関と同等に厳格な検査監督を実施

郵政民営化法における業務制限等

法令面：業務範囲等の制限

- 業務範囲の制限
(郵政民営化法第110条、第138条)
- 預入・保険金額等の制限
(郵政民営化法第107条、第137条)

運用面：業務制限緩和の認可

他の金融機関等との適正な競争関係等
(郵政民営化法第110条第4項、第138条第4項)

＜新規業務の調査審議に関する所見＞

- ・利用者利便の向上に資する観点から検討
- ・事前の要件審査と事後の条件付け